

施策の基本的な方向と取組

重点目標 1 家庭・地域における男女共同参画の推進

現状と課題

多様な家族形態に対応した家族を支える仕組みと地域の支え合いの向上

核家族化、高齢化の進展に伴い、単身世帯、ひとり親世帯、高齢者世帯の増加など、夫婦のあり方や家族形態が多様化しています。

すべての人にとって、年代や働き方の違いに関わりなく、それぞれの生涯の各段階に応じて、仕事、家庭生活、地域生活、自己啓発等を様々に組み合わせ、バランスのとれた多様な生き方を選択し、実現できることが必要です。しかし、男性の就労時間は長く、家庭や地域活動に関わる時間がもてない状況となっています。男性の働き方を見直し、男性が家庭や地域活動への参加のための時間が確保できることが、家庭においては、子育てや介護などを家族が助け合って支え合う力となり、絆を深めることにつながります。

また、従来の片働き世帯中心の家族のあり方が変化するなかで、孤立しがちな子育てや介護などに対して、家族を支える仕組みづくり、地域での見守り、居場所づくりなどが求められているところです。単身世帯やひとり親世帯、高齢者世帯を中心に、生活上の様々な困難を抱える世帯の増加も懸念されることからその防止や、男女共同参画の視点でその支援に取り組むなど、セーフティネットを構築する必要があります。

地域社会への男女共同参画の視点の浸透

自治会活動や地域活動においては、働き盛りの男性や若年層の参加が少ない一方で、女性が組織の方針決定の場に参画している比率がまだまだ低い現状があります。

また、家族形態の変化とともに、地域社会のつながりの希薄化が進んでおり、こうしたなかで、防災、防犯、観光、環境などの地域活動の活性化や地域での多様な支え合いが求められています。

暮らしやすい活力ある地域社会をつくっていくためには、幅広い層の男女が、職業生活と家庭生活との両立を図るなかで、地域社会にも積極的に参画することができる環境づくりが必要になっています。

あらゆる分野の地域活動において、男女共同参画の視点を取り入れることで、幅広い年代層の参加が進み世代間の交流を図るなかで、多様な主体の強みを活かし、新たな視点を導入することができ、より多くの人材の活用と地域の課題解決、地域力の再生が可能となります。

めざすべき姿

男女が、家庭・地域の一員としての責任と役割を果たしながら、それぞれの選択により、バランスのとれた生活が展開できるとともに、男女共同参画の視点に立った地域づくりにより、地域が活性化し住民が互いに支え合うことのできる社会

施策の方向と取組

(1) 家庭、地域、職場におけるバランスのとれた生活への支援

個人、事業者、社会にとって、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を進めることの必要性を重視した啓発・広報を展開するとともに、社会全体の意識づくりや関心を高める取組を進めること。

仕事と生活の調和の推進に向け、県民一人ひとりの理解や合意形成を促進するため、県民や団体、事業者、行政が一体となって、協働で社会的気運を高めていくこと。

身近な家庭生活の中から男女共同参画が実践されるよう、家庭教育や生涯学習などの担い手となる人材を育成すること。また、男女共同参画の視点から、家庭教育をはじめとする生涯学習を進めること。

地域、事業者等と連携を図り、男性の家庭生活・地域社会への参画を支援すること。

(2) 地域におけるあらゆる分野での男女共同参画意識の浸透

県民や事業者の男女共同参画社会についての理解を深め、家庭、地域社会、職場における男女共同参画の取組が加速するよう、対象やテーマ、年代に応じ、効果的な手法を用いて戦略的に啓発・広報を進めること。

社会的性別(ジェンダー)の視点に立って、地域の慣習・慣行に差別的取扱いがないか見直すとともに、地域活動に男女が共に参画していけるよう、地域活動における男女共同参画の視点の定着をめざし、様々な機会を通じて広報・啓発を行うこと。

地域や職場で、主体的に男女共同参画を推進する団体やリーダーの育成を行うこと。

地域における防災(災害復興を含む。)防犯、地域おこし・まちづくり、観光、環境などの様々な分野の活動に男女が共に参画し、地域の課題を実践的に解決できるよう男女共同参画推進の取組の核となる女性リーダーの発掘および育成を行

うこと。

(3) 子育て支援の充実

男女がともに子育てにかかわり、子育ての喜びや悩み、責任をわかちあっているよう県民の意識を育むとともに、社会全体で子育てを支援する気運を高めていくこと。

就労形態の多様化に対応して、低年齢児保育、延長保育、休日保育、病児・病後児保育など多様な保育の充実を推進すること。

子育てに関する孤独感や不安の解消を図るため、地域における子育て支援拠点の設置を促進するとともに、妊娠期を含めて、子育て支援情報の提供や、育児不安などへの相談等を行うこと。

保護者が育児疲れや急病の場合などに、保育所等において子どもを一時預かる一時預かり事業の実施を促進すること。

放課後児童クラブの設置、小学校の余裕教室や公民館等を利用した「放課後子ども教室」に対する支援など、児童の放課後等の安全・安心な活動拠点を設け、体験活動等を通して健全育成に向けた取組を推進すること。

生まれる前から青年期まで子ども・若者の成長に応じて、発達障害や不登校など様々な問題に対応するため、一貫した支援や相談体制、情報提供の充実を図ること。

NPOや住民等が連携し、見守りや仲間づくりなど、身近な場で日常的、継続的に子育てを支援する取組を進めるなど、児童虐待の防止、早期発見・早期対応に努めること。

子育て支援や多世代交流などに取り組む団体等の活動やネットワークづくりの支援を進めること。

子育てを応援するサービスの実施や、子育て中の親子が気軽に外出できる環境づくりなどの取組を広く企業や店舗に働きかけること。また、その趣旨に賛同した企業等を応援団として登録し、その取組を県民に広く紹介すること。

未来を担う子どもたちを育てる大切な営みを社会全体で支え合うため、事業者に対し、家庭教育の向上に向けた取組や学校や地域での体験活動への技術力・専門性を生かした協力・支援など、子どもたちの健やかな育ちのための取組を推進すること。

(4) 高齢者・障害者・外国人等への支援の充実

高齢者や障害者、外国人等が共に社会を支える重要な一員として、地域で安心して自立した生活ができるよう、相談体制や情報提供の充実などの支援を行うこと。

高齢者や障害者の生きがいづくりやボランティア活動への参画支援等により、高齢者や障害者の地域社会活動・地域文化活動等への参加を働きかけること。

高齢者や障害者等が快適な社会生活をおくれるよう、移動交通環境、公益的施設等の社会基盤の整備を推進すること。

介護に対する意識を高めるとともに、介護についての正しい知識や技術の普及を図るほか、相談体制の充実を図ること。

要介護高齢者ができるだけ住み慣れた地域での生活を続けられるよう、それを支えるサービス基盤の整備を進めること。

外国人住民が日本人住民とともに地域活動に参画できるよう、文化的背景や考え方などについて、相互理解が進むよう支援を行うこと。

(5) 生活困難を抱える家庭への支援

地域で安心して生活ができるよう、地域活動団体との連携を図りながら、単身世帯への見守りや居場所づくり、子育て・介護の孤立防止などの活動やボランティア育成に対する支援を行うこと。

生活困難を抱える男女が適性や能力に応じて、自立した生活に向けて動き出すことができるよう、関係機関が連携し、情報提供や相談体制の充実を図ること。

生活困難を抱える家庭の経済的な状況が子どもの将来に影響を及ぼさないように、経済的支援と併せ、進路指導や職業体験、キャリア教育などを推進すること。

キャリア教育 子どもが生きる力を身に付け、社会の激しい変化に流されることなく、様々な課題に柔軟にかつたくましく対応し、社会人・職業人として自立していくことができるようにするため、児童生徒一人ひとりに望ましい職業観、勤労観および職業に関する知識や技能を身に付けさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育

重点目標 2 働く場における男女共同参画の推進

現状と課題

仕事と生活の両立のための職場環境の整備と男女の均等な機会と処遇の確保

ライフスタイルや価値観が多様化してきている中で、仕事と家庭生活、地域生活などのバランスのとれた生活を多くの人が望んでいます。本県では、男性の長時間労働が家庭や地域への参画を妨げる要因のひとつとなっており、このことは、女性の子育て等の負担を増加させ就業の継続をあきらめる大きな要因ともなっています。

男女が共に、人生の段階に応じた多様な働き方を選択することが可能となる雇用環境の整備を進めるとともに、仕事と子育てや介護等の両立ができるよう、職場環境の整備と社会的支援の充実を図る必要があります。

そのためには、事業主の意識改革はもとより、職場の構成員全員が仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)のとれた働き方を実践することが、男女ともに重要であることを認識し、仕事と生活の両立が気兼ねなくできるような職場風土づくりを進めることが求められています。

併せて、就業環境を悪化させ、雇用不安を与えるセクシャル・ハラスメント(性的嫌がらせ)やパワー・ハラスメント(一般的に、職場での権力や地位を利用して行われる嫌がらせ)に対する相談体制の充実なども必要です。

また、女性は一旦離職してしまうと、再就業をした場合、社会保障のセーフティネットが十分でない非正規労働者や派遣労働者の割合が高くなるなどの状況があります。どのような働き方を選択しても適正な処遇、労働条件が確保されることは、各人の能力を発揮するうえでも重要な課題です。

女性の能力が社会で十分発揮できるよう、雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保および企業における積極的改善措置(ポジティブ・アクション)を推進することが必要です。

多様な働き方ができる場づくり

男女の新たな働き方を創出していくためには、在宅勤務・起業・地域課題解決型ビジネス(コミュニティビジネス)など雇用・就業形態の多様化を図り、個人の価値観やライフスタイル等に応じた働き方の選択を可能にすることが必要です。

多様な働く場において、個々人が持つ能力を発揮していくには、能力開発に向けての職業訓練や技術講習、相談体制の整備などが欠かせません。特に、高齢者や障害者等の方々にとっては、自立に向けての就業機会の提供や職業能力の開発・訓練等の充実、また、多様な就業ニーズを踏まえた雇用環境の整備や就業の確保が重要になってきています。

さらに、主として家族労働に支えられた農林漁業や商工業においては、健康管理面に配慮した安全で快適な就業条件の整備を進めるとともに、生産の担い手としての技術・経営管理能力の向上を図る必要があります。

めざすべき姿

雇用分野において、男女の均等な機会および待遇が確保され、男女が共に仕事と生活の調和がとれた暮らしができるよう、雇用環境の整備や社会的支援の充実が図られるとともに、能力が発揮できる社会

施策の方向と取組

(1) 仕事と生活の両立のための職場環境づくり

事業主に対して、育児・介護休業法に基づく諸制度が活用されるよう啓発や働きかけを行うこと。

事業主に対して、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・実施が促進されるよう働きかけを行うとともに、仕事と生活の調和の推進に取り組む企業を「ワーク・ライフ・バランス推進企業」として登録し、企業名や取組内容を紹介し、好事例を情報提供すること。

働く男女が家族の一員としての役割を果たすとともに、地域活動に積極的に参加できるよう、事業主に対し長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得促進、ボランティア休暇、リフレッシュ休暇等の制度の整備とそれらを利用しやすい職場風土づくりを働きかけ、仕事と生活の調和のとれた働き方の実現に向けた取組を進めること。

契約事務を通して、次世代育成支援の取組を評価するなど、事業者の取組を促す仕組みづくりを進めること。

育児休業や介護休業を取得した労働者を対象に、休業期間中に必要な生活資金を融資し、生活の安定を図ること。

女性医師をはじめとする医療従事者が、育児等と両立しながら働き続けられる職場環境の整備を促進するとともに、出産・育児等により一時的に離職した医療従事者の再就業を支援すること。

特定事業主行動計画に基づき、県が他の事業者の模範となるよう、男性の育児休業取得の促進をはじめ、仕事と家庭生活を両立できる環境づくり（ワーク・ライフ・バランスの推進）に率先して取り組むこと。

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進に向けて、社会として取り組むため、事業者や団体、県民、行政など関係者がネットワークにより連携しながら、様々な主体による取組の推進を図っていくこと。

(2) 多様な働き方ができる就業環境の整備と就業機会の確保

パートタイム労働、派遣労働等の就業形態において労働条件の向上が図られるよう、関係法令の周知を図ること。

育児や介護をしながら働く男女やパートタイム労働者、派遣労働者等の労働に関する様々な相談に対応すること。

関係機関と連携しながら、セクシャル・ハラスメントやパワーハラスメントに関する研修の実施や相談窓口の充実を図ること。

子育てや介護に関する相談、情報の提供など、育児や介護を行う男女が働き続けやすい環境づくりを進めること。

テレワーク（情報通信技術を活用した、場所と時間にとらわれない働き方）等の多様な働き方について、情報を提供すること。

若年求職者への就職相談、情報提供など各種就職支援がワンストップで雇用につながるよう窓口の充実を図ること。

離職を余儀なくされた者や経済的な生活困難を抱える求職者の生活の安定が図れるよう、生活支援や就労に関する総合的な支援に取り組むほか、特に外国人求職者からの相談にも対応すること。

(3) 職業能力の開発

労働者が自由な職業選択のもと、その能力を十分発揮できるよう、職業能力の開発と向上のための支援を行うこと。

再就職の機会の拡大や、高齢者、障害者、外国人等の経済的な自立に向けて、就職相談や、技術講習、職業訓練、雇用等に関する情報の提供を行うこと。

高齢者や障害者、外国人等の知識・技能が発揮できる就業機会の提供や職業能力開発・訓練等を充実するとともに、高齢者の知識経験を活かせるシルバー人材センター等の積極的な活用を図ること。

起業に必要な基礎的ノウハウの習得に向けた講習の開催や助言、起業に向けたコンサルティング、起業家によるネットワークづくりの支援を行うこと。

(4) ポジティブ・アクションの推進と女性のチャレンジへの支援

男女の均等な雇用機会および待遇の確保や、女性の能力発揮のための積極的改善措置（ポジティブ・アクション）が進むよう、事業主に対して情報の提供や啓発を行うこと。

事業者における積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の取組や助言者(メンター)の設置、女性のキャリア形成支援のためのネットワークづくりへの取組などを推進すること。

就職・再就職に関する不安や悩みをもつ女性に対し、相談や人生の各段階に応じたキャリアプランの作成、職業訓練等による支援の充実を行うこと。

起業や再就職により社会参画しようとする女性に対し、就業への心構えや起業の基礎的知識を学ぶための講座を開催するとともに、必要な情報の提供と助言を行うこと。

子育てや介護等を契機として離職した際の再チャレンジや、就労経験が少ない母子家庭の母等を支援するため、民間教育訓練機関等における職業訓練を実施すること。

商工業や農林漁業等の分野において、女性が知識や経験・能力を発揮して、経営への参画や起業が進むよう、起業活動、経営等に関する実践的な知識の習得および活用のための機会を提供すること。

女性が地域あるいは業種を越えて、さまざまな組織活動やグループ活動に取り組めるよう、関係団体と連携を深めながら、支援するとともに、広域的なネットワークや地域間交流で広い視野が養えるような環境づくりを進めること。

(5) 多様な働く場づくり

(商工業・農林漁業等の自営業者、起業家等への支援)

商工業や農林漁業において、家族従事者として果たしている役割の重要性が正當に評価され、経営や家庭生活に男女が対等なパートナーとして参画していくための啓発を行うこと。農林漁業においては、家族経営協定の普及など家族の相互ルールづくりと農業経営の法人化を進めること。

地域資源を活用した地域課題解決型ビジネス(コミュニティビジネス)を展開しようとする社会起業家、NPO等の支援体制を構築するとともに、フォーラムなどにより地域課題解決型ビジネスの意義や社会的役割の普及啓発を行うこと。

起業育成支援機能施設(インキュベーション施設)入居者やベンチャー企業家、学生等の起業を目指す人々に対し、各分野の専門家による実践的な指導を行うことにより、県内における事業展開を促進すること。

SOHO(自宅や小規模な事務所で仕事をする独立自営型の就労形態)、テレワーク(情報通信技術を活用した、場所と時間にとらわれない働き方)等の多様な働き方について、情報を提供すること。

重点目標 3 男女間のあらゆる暴力の根絶と人権の尊重

現状と課題

男女間の暴力防止の啓発と被害者への支援の充実

ドメスティック・バイオレンス（配偶者や恋人からの暴力）、セクシュアル・ハラスメント（性的嫌がらせ）、性犯罪、売買春、ストーカー行為等は、重大な人権侵害です。なかでも、配偶者や恋人からの暴力は、被害者の多くが女性であり、家庭内や親密な間柄で起こることから潜在化しやすく、対応が難しい状況にあります。

これらの暴力は、多くの人々に関わる社会的問題であるとともに、男女の固定的な役割分担、経済力の格差、上下関係といった男女がおかれている状況に根ざした構造的な問題をも含んでいることを理解し、関係機関が連携して相談体制の充実から被害者の心身の回復に向けたケアまで、総合的に切れ目のない支援に取り組んでいく必要があります。

生涯を通じた健康への配慮と支援

男女ともに各人が互いの性について理解をし合い、互いを尊重しつつ、相手に対する思いやりをもって生きていくことは、対等なパートナーシップの基礎となるものです。

特に女性の身体には、妊娠や出産を可能とする機能があり、生涯を通じて男性とは異なった身体の変化や病気などの問題に直面することから、女性の生涯の健康を支援する総合的な取組が必要です。

また、若者においては、妊娠中絶や性感染症が増加していることから、HIV感染/エイズに関する正しい知識の普及啓発や予防教育の推進が必要です。

さらに、現代のストレス社会では、誰でもこころの病にかかる可能性があります。中高年層での自殺の増加の原因になることもあり、心身のケアに関わる取組や仕事と生活のバランスのとれた働き方の実現に向けて取り組む必要があります。

めざすべき姿

男女が生涯にわたって心身ともに健康な生活ができるとともに、男女の人権が尊重され、あらゆる暴力を許さない社会

施策の方向と取組

(1) セクシュアル・ハラスメント（性的嫌がらせ）対策の推進

職場や学校、地域等、社会のあらゆる場面におけるセクシュアル・ハラスメントの根絶に向けて、関係機関と連携しながら、広報・啓発活動を展開すること。

関係機関と連携しながら、セクシュアル・ハラスメントに関する研修の実施や、被害者の相談に適切に応じるため、苦情・相談窓口の整備を進めること。

(2) ドメスティック・バイオレンス（配偶者や恋人からの暴力）対策の推進

ドメスティック・バイオレンスの根絶に向けて、男女間のあらゆる暴力が犯罪であることの社会の認識と理解を高めるための広報・啓発はもとより、暴力防止のための啓発を行うこと。

県民や医療関係者からの通報を円滑に進めるため、啓発および関係団体との連携を図るとともに、通報に対する的確な対応を行うこと。

被害者からの相談に適切に応じるため、相談窓口の充実および相談員の資質向上ならびに職務関係者の事実確認や聴取などによる二次的被害の防止に向けた取組を進めること。

関係機関が連携し、被害者の迅速かつ適切な保護を図るとともに、被害者が安心・安全に過ごせる環境づくりおよび心身の回復に向けた支援を行うこと。

被害者の自立に向けて、関係機関が連携し、就業、住宅、福祉制度や安全確保のための施策等について、被害者への適切な情報提供などの支援を行うこと。

子どものいる家庭におけるドメスティック・バイオレンスが、児童虐待であることを広く周知するとともに、児童虐待の未然防止から早期発見・早期対応、支援まで切れ目のない取組を行うこと。

日本語の理解が十分でない外国人被害者へは、言語や文化、慣習の違いに配慮し、多言語による情報提供の充実や相談窓口への通訳の派遣など支援体制を整えること。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成19年7月改正法成立）に基づき、策定が努力義務とされた市町基本計画の策定を働きかけること。

(3) 性暴力・ストーカー行為等あらゆる男女間の暴力に対する取組の推進

男女間のあらゆる暴力を許さない社会意識を高めるよう、関係機関や暴力の根絶に向け活動している民間団体と連携しながら、さまざまな機会をとらえた広報・啓発活動を推進すること。

被害者の相談に適切に応じるため、相談窓口の充実および相談員や関係職員の資質の向上ならびに二次的被害の防止に向けた取組を進めること。

関係機関と連携しながら、被害者に対する保護・支援体制の整備を進めること。

様々な形態の暴力について、その実態を把握し、予防や再発防止の方策を総合的に検討すること。

子どもに対する性暴力や犯罪に対しては、早期発見、早期保護、心身のケアに努めるとともに、民間団体とも連携しながら子どもの権利擁護や子どもを取り巻く環境浄化の取組を進めること。

(4) 子ども・若者への男女間の暴力防止の教育・啓発の推進

家庭や地域において、男女間のあらゆる暴力の防止についての意識が浸透するよう、啓発や家庭教育等を支援する学習機会を充実すること。

男女間でのあらゆる暴力の防止に向けて、子どものときからの暴力防止の啓発や子どもの発達段階に応じた命の大切さを育む教育の充実を図ること。

インターネットや携帯電話等を悪用した犯罪に巻き込まれることのないよう、あらゆる機会を通じて子どもヘルールやマナーを教え、情報モラルの育成に努めること。

(5) 性の尊重についての意識の浸透と教育の充実

男女が互いの性についての理解を深めるとともに、生涯を通じた健康に関する自己管理の重要性についての認識を高めるため、さまざまな機会をとらえた広報・啓発活動を推進すること。

学校教育においては、児童生徒の発達段階に応じて、心身の発育・発達や性に関する内容について理解し、生命や人格の尊重、男女平等の精神の下に性教育の充実を図り、教職員に対する研修等を行うこと。

生涯学習においては、思春期、妊娠出産期、更年期、高齢期等に応じた性に関

する学習内容を取りあげ、学校・家庭・地域の連携による学習機会の拡充と情報の提供などを行うこと。

(7) 生涯を通じた健康づくりと疾病予防の推進

思春期、妊娠出産期、更年期、高齢期等を通じて、男女が性と生殖に関する健康な生活を営むことができるよう、女性外来を含む男女の性差に応じた的確な医療供給体制を推進し、性と健康に関する相談や健康づくりの支援を行うこと。

産婦人科医療ならびに周産期医療体制の再構築を行い、女性が安心して妊娠し出産期を過ごせるよう、母性保護の充実のための保健医療対策と健康づくりの支援を推進すること。

母性保護に配慮した就労環境の整備のため、関係機関と連携しながら普及啓発を行うこと。

男女が共に生涯にわたって健康に過ごせるよう、こころの健康づくり（自殺対策）も含めた総合的な保健医療対策と生活習慣病等の疾病予防など健康づくりを推進すること。

エイズ・HIV感染や性感染症に関する正しい知識の普及啓発などを行うこと。また、薬物乱用防止のため積極的な広報・啓発活動や青少年等に対する教育を通じ、薬物乱用を許さない社会環境づくりを進めること。

重点目標4 男女共同参画意識の浸透と自立意識の確立

現状と課題

多様な生き方が選択可能な学習機会の充実と啓発・広報の展開

固定的な性別役割分担意識は、徐々に変わりつつありますが、今もなお、男女間や世代間による意識の差が大きく、家庭、地域、職場等の中に根強く残っています。このような意識は、長い年月をかけて培われ、社会制度、慣行に影響を及ぼしている場合もあることから、日々の生活や社会の中の良き伝統は継承しつつ、改めるべきところは改められるよう、そのための実践に向けた取組を進めていく必要があります。それとともに、世代間の意識の違いや、人生の段階によって異なるニーズ等に配慮した啓発・広報活動を進めることも重要です。

また、男女がともに個性と能力を発揮し、社会のあらゆる分野に参画するためには、学校での教育とともに家庭、地域、職場において、あらゆる世代に対し、多様な教育・学習機会が確保され、その成果が発揮されるよう取組を進めていくことが必要です。

キャリア形成に向けた支援の充実

昨今、若者を中心とした非正規就労などの雇用の不安定化は、若者が社会的・経済的に自立できず、家庭を築くことが難しい状況にもつながり、未婚、さらには少子化の原因ともなるといわれています。子どもの頃から一人ひとりが、将来設計を描くことができるよう、キャリア教育や仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の重要性の理解と促進を図る教育・学習の充実が求められています。

特に女性は、仕事と家事・育児・介護等との両立やキャリア形成に不安を抱えていることが多いことから、就業や社会活動など社会参画の促進のための教育・学習の機会の提供、また、事業者における積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の推進や助言者（メンター）の育成など、多様なキャリア形成を支援する取組が必要です。

めざすべき姿

性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、男性も女性も多様な選択ができる社会をめざし、県民の男女共同参画への意識を深め、一人ひとりが自立する力をもっていきいきと生活できる社会

施策の方向と取組

(1) 男女共同参画推進のための広報・啓発

県民や事業者の男女共同参画社会についての理解を深め、家庭、地域社会、職場における男女共同参画の取組が加速するよう、対象やテーマ、年代に応じ、効果的な手法を用いて戦略的に啓発・広報を進めること。【再掲】

個人、事業者、社会にとって、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を進めることの必要性を重視した啓発・広報を展開するとともに、社会全体の意識づくりや関心を高める取組を進めること。【再掲】

社会的性別（ジェンダー）の視点に立って、地域の慣習・慣行に差別的取扱いがないか見直すとともに、地域活動に男女が共に参画していけるよう、地域活動における男女共同参画の視点の定着をめざし、様々な機会を通じて広報・啓発を行うこと。【再掲】

男女の均等な雇用機会および待遇の確保や、女性の能力発揮のための積極的改善措置（ポジティブ・アクション）が進むよう、事業主に対して情報の提供や啓発を行うこと。【再掲】

男女共同参画の視点から、家庭教育をはじめとする生涯学習を進めること。【再掲】

生涯にわたる学習活動を通じて、情報を伝える媒体（メディア）からもたらされる膨大な情報を主体的に読み解き活用する能力（メディア・リテラシー）の向上のための支援を行うこと。

(2) 若者や男性に向けての戦略的な広報・啓発

男女共同参画の啓発にあたっては、若者や男性の関心が高い分野を取り上げるとともに、実践的な活動への参画など戦略的な事業開催や啓発を行うこと。

男性の家事・育児への参加、介護などの実践的な生活課題に応じた講座や、自立した生活に結びつく講座の開催および若者や男性の組織を越えたネットワーク

づくりを進め、多様な人材の育成を進めること。

(3) 男女共同参画の視点にたった学校等における教育・学習の推進

家庭、地域社会と協働し、固定的な性別役割分担意識にとらわれず、主体的に学び、考え、行動する姿勢を育む就学前教育・学校教育を推進すること。

進路指導に当たっては、児童生徒、学生一人ひとりが主体的に多様な選択ができるよう配慮した指導を行うこと。

教職員自らが男女共同参画の理念を理解し、男女共同参画意識を高めるため、研修等の取組を推進すること。

高等教育機関における教育や研究活動において、男女の共同参画を推進すること。

学校教育を通じて、情報を伝える媒体（メディア）からもたらされる膨大な情報を主体的に読み解き活用する能力（メディア・リテラシー）の向上のための支援を行うこと。

(4) 自立意識の醸成、キャリア形成への支援

子どものときから就業の重要性を認識し、幅広い職業選択や仕事をする生きがいのよび意義を学ぶ機会をもち、主体的に進路を選択できる力を身につける教育・体験活動を充実すること。

男女がそれぞれのライフスタイルに沿った形で自らのキャリアプランが描けるよう、就職する前、あるいは再就職する前の段階でのキャリア教育を充実すること。

女性の就業、地域活動、家庭生活などそれぞれの活動を両立する生き方が尊重され、身につけた能力が活かせるようキャリア支援に関する相談の充実を図ること。

企業におけるポジティブ・アクションの取組やメンターの設置、女性のキャリア形成支援のためのネットワークづくりへの取組などを推進すること。【再掲】

(5) 男女共同参画を推進する人材の育成

地域や職場で、主体的に男女共同参画を推進する団体やリーダーの育成を行うこと。【再掲】

身近な家庭生活の中から男女共同参画が実践されるよう、家庭教育や生涯学習

などの担い手となる人材を育成すること。【再掲】

NPO等が行う社会的活動に対して、活動しやすい環境整備や必要な情報の提供などを行い、主体的な取組を促進すること。

あらゆる分野で活動する地域の活動団体において、男女共同参画の意識をもって組織の運営や活動がされるよう男女共同参画の視点をもった人材を育成すること。

(6) 公共の場における男女共同参画の視点に立った表現の促進

メディアによる不適切な性・暴力表現等の排除に向けた社会的気運を高めるよう、広報・啓発や学習機会の充実を図ること。

メディアにおける男女の人権、とりわけ女性の人権を尊重する自主的な取組がされるよう、メディアに対して協力を要請すること。

不適切な性・暴力表現を扱ったインターネット上の情報や出版物など青少年を取り巻く有害環境の浄化活動や、青少年が有害環境に誘惑されることなく自らを大切にすることを育むような広報啓発活動を推進すること。

行政の広報・刊行物などにおいて、固定的な性別役割をイメージする表現や性差別的な表現がないか、あるいは結果的にこれを容認する表現になっていないかを点検し、是正すること。

(7) 男女共同参画に関する調査・研究の推進

県民の意識・実態を継続的かつ定期的に調査・把握し、男女共同参画の推進を阻害する要因について、様々な統計調査等から分析するとともに、その結果を施策に活かすこと。

男女共同参画に関する国内外の情報や統計等の収集に努めるとともに、広く提供すること。

大学等と連携、協働して、男女共同参画に関するさまざまな分野の調査研究を進めること。

(8) 国際的な取組との協調

男女共同参画に関する国際的な取組などについての情報の収集に努めるとともに、広く提供を行うこと。

重点目標 5 政策・方針決定過程への女性の参画促進

現状と課題

あらゆる分野の政策・方針決定過程に女性の参画を進める仕組みづくり

近年、政治、企業、団体または行政などの様々な場面へ女性が参画し、活躍する姿が見られるようになってきました。しかし、いまだ女性が政策・方針決定の場で、十分に活躍できていない現状があります。

意欲のある女性に、エンパワーメントの機会を提供し、女性自身が力をつけることを支援するとともに、意識改革や女性の参画促進のための環境整備の充実、また女性の参画が進んでいない分野に焦点を当てた戦略的な取組が必要です。

めざすべき姿

企業や関係団体が連携して女性の積極登用を進めることにより、男女があらゆる分野の方針の立案および決定の過程に共に参画し、活力ある組織づくりが進んだ社会

施策の方向と取組

(1) 行政における女性の参画拡大

県の審議会等委員については、推薦団体への協力要請や人材の発掘と育成に努め、あて職規定の見直しも含め、女性のいない審議会等の解消など女性委員の登用拡大を図ること。

県の行政委員会委員への女性の登用を促進すること。

様々な分野で活躍する女性の発掘・把握に努めるとともに、女性有識者人材情報を整備し、活用を図ること。

県の率先行動として、女性の職員について、採用、昇任、管理職への登用や職域の拡大を積極的に進めること。また、管理職への登用に向け、研修の実施等、長期的な視野に立った人材育成を行うとともに、管理職をはじめとする職員等への意識啓発を行うこと。

市町における審議会等委員への女性の登用促進および女性の職員の管理職への登用や職域拡大がされるよう、必要な情報の提供などの支援を行うこと。

(2) 事業者における女性の参画拡大への働きかけ

女性の管理職や役員等への登用を促進するため、関係機関等と連携をとりながら、社会的気運を高める啓発を行うこと。

商工業等の自営業において、経営などの方針決定の場へ女性の参画が進むよう、能力開発のための取組を推進すること。

農林漁業において、経営などの方針決定の場へ女性の参画が進むよう、能力開発のための取組を推進し、女性起業リーダーの育成を進めるとともに、交流や情報交換の場を提供すること。

(3) 民間団体や地域活動における女性の参画拡大への働きかけ

民間団体における運営や方針決定の場への女性の参画が進むよう、関係機関等が連携を取りながら、必要な情報の提供などの支援を行うこと。

自治会や、PTAなどの地域活動における運営・方針決定の場への女性の参画が進むよう、市町と連携して、情報の収集や提供を行うとともに、定期的に実態の把握に努めること。

防災（災害復興を含む。）防犯、地域おこし・まちづくり、観光、環境等の分野における方針決定の場への女性の参画が進むよう、必要な情報の提供などの支援を行うこと。

(4) 女性のエンパワーメントの促進

女性が積極的に方針決定の場へ参画するよう、各種講座や研修会などを通じて人材の育成を行うこと。

女性団体・グループ等のネットワークづくりの支援や、主体的に地域で活躍する団体・グループ等を育成するとともに、活動の拠点づくりを進めること。

様々な分野で活躍する働く女性の情報交換の場づくりやネットワークづくりなどの主体的な活動を支援すること。

様々な分野で挑戦し、活躍する女性を応援するとともに、将来像やキャリア形成のモデル（ロールモデル）として広く紹介すること。